

高圧ガス販売事業を行う場合の手続き案内

1 届書の提出要件（一般則）

様式	提出要件
高圧ガス販売事業届書 (様式-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業を始めるとき ・個人から法人に組織変更するとき（個人の廃止届書及び法人の販売事業届書） ・個人経営で代表者が変わるとき（承継の場合を除く。） ・販売所を移転するとき（移転前の廃止届書及び移転後の販売事業届書）
高圧ガス 販売主任者届書 (様式-4-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・販売主任者を選任又は解任したとき
販売に係る高圧ガスの種類変更届書 (様式-5)	<ul style="list-style-type: none"> ・販売する高圧ガスの種類を変更したとき
販売変更届書 (様式-6)	<ul style="list-style-type: none"> ・販売の方法を変更するとき ・貯蔵所又は貯蔵量を増減するとき
法人の名称等変更届書 (様式-7)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名称、販売所の名称、住居表示に変更があったとき ・本社所在地に変更があったとき
販売事業承継届書 (様式-8)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人間において合併・分割又は事業譲渡があったとき ・個人において相続・事業譲渡があったとき
販売事業廃止届書 (様式-9)	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業を廃止したとき
事故届書 (様式-10)	<ul style="list-style-type: none"> ・販売所又は販売先で事故が発生したとき

2 届書ごとの添付書（一般則）

(1) 高圧ガス販売事業届書（法第20条の4、一般則第37条）

新規に高圧ガスの販売を開始する事業者や個人が、販売所ごとに提出するもの。事業開始20日前までに届出が必要。

スクーバダイビング業者が、消費者にガスを「レンタル」する場合や、空調機に冷媒を補充する場合も、高圧ガスの販売に当たるため、届出が必要。

様式番号：1

添付書：3-1～3-8、11、13、（必要に応じて12）

(2) 高圧ガス販売主任者届書（法第28条、一般則第72条、第74条）

アンモニア、アセチレン、酸素、可燃性フロンなど、一定の（火災・爆発等の危険性の高い）高圧ガス販売を行う事業所は、販売主任者（第一種販売主任者免状等を有し、かつ当該ガスに関し6ヶ月以上の経験のある者）を選任し、届出が必要。

酸素と窒素を人工的に混合したガス中の酸素濃度が、空気中の酸素濃度（21%）より高いものについては、販売主任者の選任が必要。

※ただし、スクーバダイビング呼吸用ガス（一般的に「ナイトロックス」と呼ばれる。）であって、酸素の容量が全容量の40%未満のものについては、販売主任者の選任は不要。

様式番号：4-1

添付書：4-2、免状の写し

- (3) 販売に係る高圧ガスの種類変更届書（法第 20 条の 7、一般則第 41 条）
販売するガスの種類に変更が生じた際に届出が必要。
ただし、冷凍設備内の高圧ガス、液化石油ガス、不活性ガスの同一区分内のガスの種類の変更時には、届出は不要。（平成 22 年 4 月 1 日付け原院第 6 号「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）」）
様式番号： 5
添付書： 3 - 1 ~ 3 - 8
- (4) 販売変更届書
販売の方法や貯蔵所を変更するときに届出が必要。（例：小売販売→伝票販売、容器置き場あり→容器置き場なし）
様式番号： 6
添付書： 3 - 1 ~ 3 - 8
- (5) 法人の名称等変更届書
法人・販売所の名称が変更した場合、本社所在地が変更になった場合、販売事業所の住居表示に変更が生じた場合に届出が必要。
販売所が移転した際には、旧事業所の廃止届書と新事業所の販売事業届書を提出。
様式番号： 7
添付書：変更を証明する書類（例：登記事項証明書、市町村長の発行する証明書）
- (6) 販売事業承継届書（法第 20 条 4 の 2、一般則第 37 条の 2）
法人において合併・分割・事業譲渡があった場合、個人において相続・事業譲渡があった場合に届出が必要
様式番号： 8
添付書：相続・合併・分割・譲渡の事実を証する書類
相続の場合：被相続人の戸籍謄本、承継人以外の相続人全員の同意証明書
合併・分割・譲渡：登記事項証明書、（譲渡契約書）
- (7) 販売事業廃止届書（法第 21 条第 5 号、一般則第 44 条）
廃止後に遅滞なく廃止届を提出することになっているが、実務上、販売所が移転する場合や廃止が前もって決まっている場合には廃止前でも受付している。
様式番号： 9
- (8) 事故届書（法第 63 条、一般則第 98 条）
所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき又は、所有し若しくは占有する高圧ガス若しくは容器を喪失し、又は盗まれたときに届出が必要。
様式番号： 10
添付書：事故の内容を記した書類（①災害発生の日時、場所及び原因 ②高圧ガスの種類及び数量 ③事故の内容及び原因 ④被害の程度 ⑤配置図 など）、今後の対策を記した書類

3 参考（販売計画書の記載方法）

- (1) 販売の目的
- ア 販売の目的
工業用、医療用、食品用等の該当のものを○で囲む。
 - イ 主要販売先
業種名等を記入。（例：化学工場、食品会社、病院、一般家庭 など）
 - ウ 販売地域
静岡県を東部、中部、西部又は県下一円というように分けて記入。

(2) 販売の方法（販売の形態）

容器による販売を行う場合、「小売」、「卸売」、「冷媒補充」又は「その他」を○で囲み、「その他」の場合には具体的な販売の方法を記入。

容器を取扱わない販売を行う場合、「伝票販売」、「ローリー」、「導管」又は「その他」を○で囲み、「その他」の場合には具体的な販売の方法を記入。

（その他の記載例）

- ・スクーバダイビング先の充填業者から容器を借用し販売、使用後は容器を返却する。

(3) 保安教育及び保安指導の実施方法

ア 保安教育及び保安指導の実施方法

従業員に対する保安教育の方法については、社内での教育を実施することのほか、関係機関等の行う講習会等への参加について記入する。

（記載例）

- ・年間計画を定め高圧ガス保安法、高圧ガスの性質等の保安教育を実施するとともに、異常時を想定した訓練を実施し、記録を2年間保存する。
- ・関係協会等の実施する講習を積極的に受講する。

イ 販売先に対する保安指導の実施方法

消費者等に対する指導、方法について記載する。

（記載例）

- ・法圧ガス保安法、高圧ガスの安全な取扱方法等の保安指導を実施する。
- ・高圧ガス保安法に基づき、消費先に対して高圧ガスによる災害の発生の防止に関し、緊急対応方法などの必要な事項を周知させる。

(4) 技術上の基準について

様式3-5～3-7においては、技術上の基準を確認の上、基準に該当し、基準を遵守する場合には該当に○を付け、基準に該当せず、基準を遵守する必要が無い場合には非該当に○を付ける。